1　入札参加資格に関する事項

（1）全ての構成員に必要な資格要件

① 入札公告日現在で対象工事の入札公告（以下「入札公告」という。）において指定する本工事に必要な建設業の許可業種が各務原市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（契約日前1年7か月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定したもので、各務原市の入札参加資格に係る再審査を受けているものについては、当該申立てがなされていないものとみなす。

⑤ 入札公告日から開札日までの間に、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁。以下「参加資格停止要綱」という。）に基づく資格停止の措置の対象となっていない者であること。

⑥ 入札公告日から開札日までの間に、各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象になっていない者で、同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。

⑦ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本面若しくは人事面において綿密な関連がある者（次のいずれかに該当する者をいう。）でないこと。

ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている建設業者

⑧ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（2）共同企業体に関する資格要件

① 結成方式は、自主結成とし、本工事において、その構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

② 共同企業体の名称は、「代表構成員名・構成員名　特定建設工事共同企業体」とすること。

③ その他共同企業体に関しては、各務原市建設工事共同企業体取扱要綱（平成16年11月1日決裁。以下「共同企業体要綱」という。）の規定を全て満たしていること。

④ 入札に参加しようとする者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと（該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、次のいずれかに該当する関係がある場合は、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さないものとする。

A 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続

開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

B 人的関係

次のいずれかに該当する場合

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合（一方の会社が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

C その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記A・Bと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 設計図書等の閲覧及び質疑応答

（1）設計図書等の閲覧方法等

設計図書等の閲覧期間及び閲覧方法については、入札公告に定める。

（2）設計図書等に関する質問

① 設計図書等について質問がある場合は、各務原市ホームページから質問書の様式をダウンロードし、次のとおり提出すること。

② 受付期間

入札公告に定める。

③ 質問書の提出方法及び提出先

電子メール keiyaku@city.kakamigahara.gifu.jp

ファクシミリ 058－383－6365

送信した後に、入札公告に定める入札担当課に電話により受信を確認すること。

④ 質問があった場合は、その回答は、入札公告に定める期日において各務原市ホームページ（HOME＞くらし・市政＞事業者向け情報＞入札・契約＞一般競争入札情報 https://www.city.kakamigahara.lg.jp/）に掲載する。入札参加者は、質問提出の有無にかかわらず、当該回答の内容を必ず閲覧すること。

3 入札参加申請に関する事項

（1）提出期間

入札公告に定める。

（2）提出先

入札公告に定める入札担当課

（3）提出方法

【電子入札方式により入札に参加しようとする場合】

入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより、一般競争入札参加申請書及び委任状を提出するとともに、入札参加資格確認申請書を提出すること。

① 一般競争入札参加申請書の提出

全ての構成員が記名した一般競争入札参加申請書を提出すること。

なお、開札の結果、落札候補者となった場合は、原本を提出すること。

② 委任状の提出

入札に関する権限を代表構成員に委任した委任状を提出すること。

なお、開札の結果、落札候補者となった場合は、原本を提出すること。

③ 入札参加資格確認申請書の提出

電子入札システムにより、代表構成員のＩＣカードで入札参加資格確認申請書の提出を行うこと。また、①の一般競争入札参加申請書及び②の委任状（押印済のものに限る。）を添付ファイル（形式PDFファイル）として登録すること。また、電子ファイルによる添付が困難な場合は、郵送（書留郵便等確実な郵送方法で期限内に必着のこと。以下同じ。）又は持参により提出すること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出については電子入札システム操作マニュアル（受注者版）を参照し、JV参加で申請すること。

【紙入札方式により入札に参加しようとする場合】

電子入札システムにより難い者が入札に参加しようとするときは、紙入札方式での入札参加に対して発注者から承諾を得るために必要な紙入札方式参加承諾願と、全ての構成員が記名した一般競争入札参加申請書及び入札に関する権限を代表構成員に委任した委任状（押印済のものに限る。）を作成し郵送又は持参により提出すること。

（4）参加資格確認結果の通知

入札参加資格の有無を電子入札システム又はファクシミリにより、入札公告において定める日時に入札参加資格確認通知書により通知する。

（5）その他

事前の確認において参加資格を有していないと認めた者は、入札に参加できない。また、事前の確認を受けずに当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札手続等に関する事項

（1）入札書の提出方法

入札書は代表構成員のＩＣカードで電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式により入札を行う場合は持参すること。

① 提出期間

入札公告に定める。

② 紙入札方式の場合

（2）に示す日時及び場所に持参により提出すること。

（2）開札の日時及び場所

入札公告に定める。

（3）開札

開札は、入札者又はその代理人の立会いのうえ行う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係がない本市職員を立ち会わせて行うものとする。

（4）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（5）辞退

予定価格を事前に公表している場合において、見積もった契約希望金額が予定価格を超えるときは、入札を辞退すること。この場合において、予定価格を超える金額で入札書を提出した者は、不誠実な行為として参加資格停止要綱に基づく資格停止の措置の対象となることがある。

（6）落札候補者の決定

開札後、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定し、落札者の決定を保留した上で、開

札を終了する。

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。予定価格の制限の範囲内の価格の有効な入札がないとき（予定価格を事前に公表している場合を除く。）は、再度の入札を行う場合がある。なお、再度の入札は、原則として1回とし、落札候補者がない場合は、改めて入札の公告（又は入札参加者の指名）を行い入札に付する、又は随意契約とする。

落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とすることがある。

なお、この入札においては各務原市低入札価格調査制度（失格判断基準有）を適用する。

5 入札の無効等

本公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに各務原市契約規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）第14条及び各務原市競争入札心得4の各号に違反した入札は、無効とする。

6 工事費内訳書等の提出

（1）入札に際し、入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の工事費内訳書を開札日時に開札場所に持参すること。

（2）工事費内訳書の様式及び記載内容は、設計図書閲覧時に示す文書に従うこと。

（3）工事費内訳書を提出しない場合は、入札を無効とする。

（4）添付する工事費内訳書の電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合は、紙媒体の工事費内訳書を開札日時に開札場所に持参すること。

（5）開札後、落札候補者に対して、電話連絡等により工事費内訳明細書の提出を求めることとする。この場合、落札候補者は、提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内（市の休日（各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に持参により提出しなければならない。なお、他の入札者に対して、担当者が工事費内訳書に基づき説明を求める場合もある。

7 入札参加資格の審査及び落札決定

（1）開札後、落札候補者に対して、電話連絡等により①に掲げる書類（以下「申請書類」という。）をそれぞれ1部、提出することを求めることとする。この場合、落札候補者は、提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に持参により提出しなければならない。

① 申請書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（入札後審査方式一般競争入札：JV用）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体要綱別記）

ウ 構成員一覧表（共同企業体要綱様式第1号）

エ 工事施工実績書

入札公告において資格要件に規定する施工実績を工事施工実績書に記載すること。

なお、記載件数は代表的な工事1件以上で、施工実績に関する条件で定める完成・引渡しの完了時期の期間中に工事が完成したものに限り記載し、同工事に係る契約書の写し、仕様書、設計書、図面等、同種・類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

オ　配置予定技術者名簿

入札公告において資格要件に規定する配置技術者（3名まで記載可能）の資格を配置予定技術者名簿に記載し、配置予定技術者の資格証明書及び監理技術者資格証明書の写しを添付すること。

また、配置予定技術者の雇用関係が確認できるもの（市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）を添付すること。

なお、入札日において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として他の工事に従事している者を当該工事の配置予定技術者として届け出ることはできない（ただし、工期の開始（入札公告に配置技術者の専任を要しない期間の定めがある場合は、当該期間の終了）までに現在従事している工事が終了する予定である場合を除く。）。

カ　総合評定値通知書の写し

入札公告において資格要件に規定する経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し（入札公告日及び入札、開札時において有効なもの）を添付すること。また、本契約締結予定日までに総合評定値通知書の有効期間が終了する者については、本契約締結予定日までに、再度有効な総合評定値通知書の写しを提出すること。

キ　営業年数を証明できる書類

入札公告において資格要件に規定する営業年数を証明できる書類（建設業許可通知書・建設業許可証明書・建設業許可申請書で受付の押印があるもの・建設業許可変更届出書で受付の押印があるものなど）を提出すること。また、参加者名簿に登載されている者が営業所等の場合は、営業所等の営業年数を証明できる書類であること。

ク　一般競争入札参加申請書及び委任状

入札参加申請時に添付したものの原本を提出すること。ただし、郵送又は持参により提出済の場合は不要とする。

② その他

ア　資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

イ　契約担当者は、提出された申請書類を参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書類は、返却しない。

エ　提出後は、原則として申請書類の差替え及び再提出は認めない。

(2) 落札候補者から提出された申請書類等の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、電話連絡により申請書類の提出を求める。

なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。

(3) (2)の審査及び落札決定は、原則として申請書類の提出があった日の翌日（市の休日を除く。）に行い、次順位者の場合も同様とする。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合は、この限りでない。

(4) 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し電話連絡を行うとともに、文書により通知するものとする。落札者以外の入札参加者については、入札結果の公表をもって落札決定の通知とする。

(5) 参加資格要件を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適格通知書を送付するものとする。

(6) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定通知書を受けた日から契約を締結するまでに、別記様

式により、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

8 参加資格要件を満たしていないと認められた者による苦情の申立て

参加資格要件を満たしていないと認められた者は、各務原市に対して、各務原市公共工事苦情処理手続要領（平成18年2月8日決裁。以下「苦情処理手続要領」という。）第4条第1項第1号により苦情の申立てをすることができる。苦情の申立ては、苦情処理手続要領様式第1号を持参により提出しなければならない。

① 提出期限

入札参加不適格通知をした日の翌日から起算して7日以内（各務原市の休日を除く。）に提出すること。

② 提出時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 提出場所

入札公告に定める入札担当課

④ 回答

苦情を申し立てた者に対し、原則として①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に、書面により回答する。

9 契約締結に関する事項

（1）契約締結に対する議会の議決の要・不要

入札公告に定める。

（2）落札者と本契約を締結するまでの間において、本工事の資格要件に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合（1（1）⑤及び⑥の資格要件については、「入札公告日から開札日までの間に、」を削除して適用するものとする。）は、当該請負契約を締結しない場合がある。

10 その他

（1）契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は、日本国通貨とする。

（2）申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、参加資格停止要綱に基づき資格停止の措置の対象となることがある。

（3）落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること（ただし、入札公告に配置技術者の専任を要しない期間の定めがある場合、当該期間については専任を要しない。）。契約後に当該技術者を変更することは、原則として認めない。ただし、病気、退職等特別な理由によりやむを得ない場合は、当該入札参加条件に適合した技術者を選任し、再度審査を受けた後、配置すること。入札参加条件に適合した技術者が配置できない場合は、参加資格停止要綱に基づく資格停止の措置の対象となることがある。

（4）地域区分

地域名	岐阜地域		中濃地域		西濃地域	
市町村名	岐阜市	羽島市	関市	美濃市	大垣市	海津市
	各務原市	山県市	美濃加茂市	可児市	養老町	垂井町
	瑞穂市	本巣市	郡上市	坂祝町	関ケ原町	神戸町
	岐南町	笠松町	富加町	川辺町	輪之内町	安八町
	北方町		七宗町	八百津町	揖斐川町	大野町
			白川町	東白川村	池田町	

		御嵩町	
地域名	東濃地域	飛騨地域	
市町村名	多治見市　中津川市 瑞浪市　恵那市 土岐市	高山市　飛騨市 下呂市　白川村	